

公益目的支出計画の実施完了の確認について

一般社団法人航空貨物運送協会

1. 当協会は平成24年4月1日に一般社団法人へ移行した際、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」という。）第119条に基づいて、公益目的財産額を公益の目的のために支出することにより零とするための公益目的支出計画を作成し、平成24年度から当該計画を実施してきた。

公益目的支出計画における公益の目的のために費用を支出する実施事業は、ディプロマ試験・講習事業、保安講習事業及び危険物講習事業の3事業であり、平成24年度の計画開始時の公益目的財産額は、132,537,758円であった。

2. 公益目的支出計画の初年度（平成24年度）以降の上記の公益実施事業に係る収支実績は、平成28年度まで毎年度赤字を計上し、この間の累積赤字額は140,852,877円となり、計画開始時の公益目的財産額（132,537,758円）を上回った。従って、公益目的財産額は平成28年度において零となり、平成28年度の事業年度終了日である平成29年3月31日をもって公益目的支出計画の実施は完了した。

3. 当協会は、平成29年6月7日に開催された平成29年度定時総会において平成28年度収支決算が承認されたことを受けて、同年6月20日、本件の監督官庁である内閣府に対し、平成28年度に係る公益目的支出計画実施報告書を提出し、公益目的支出計画の実施の完了を報告した。

内閣府は、上記の実施報告書の内容について審査を行い、昨年9月14日、当該審査を完了した。

4. 当協会は、内閣府による上記審査と並行して、昨年9月4日、整備法第124条に基づいて、内閣府に対し、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認の請求を行ったところ、昨年12月20日、内閣府より、別添の公益目的支出計画の実施完了の確認書が交付された。

これにより、内閣府の当協会に対する監督は終了した。